

# 公益社団法人日本薬剤師会 J P A L S 認定薬剤師制度規程

## 第 1 章 総則

### (目的)

**第 1 条** 公益社団法人日本薬剤師会（以下、本会という）の J P A L S 認定薬剤師制度は、本会が運営する J P A L S（生涯学習支援システム）において、継続して実践記録（ポートフォリオ）に学習内容を記録することで、生涯学習の定着を図り、学習の成果を W e b テスト等により評価および認定することで、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

### (認定制度)

**第 2 条** 前条の目的を達するため、本会の J P A L S 認定薬剤師制度規程を制定し、J P A L S 認定薬剤師として認定する。

### (認定の種類)

**第 3 条** 認定の種類は、次のとおりである。

J P A L S 認定薬剤師

### ( J P A L S 認定薬剤師 )

**第 4 条** J P A L S 認定薬剤師とは、本会が公表している「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード」（以下、P S という）を一つの指針として幅広い学習を実践し、実践記録（ポートフォリオ）に学習内容を記録することで生涯学習を継続している者、且つ、第 4 条の 2 項に示す要件をすべて満たしている者をいう。

**2** J P A L S 認定薬剤師の認定を申請する者は、以下の要件をすべて具備することを要する。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有していること。
- (2) システム利用登録から 1 年以上経過していること。
- (3) J P A L S の実践記録（ポートフォリオ）を本会へ J P A L S システム上から、3 年以内に 18 本以上提出していること。
- (4) 提出された実践記録（ポートフォリオ）は、本会が内容の確認を行い、W e b テスト受験資格を有することが判定されていること。
- (5) 本会が実施する W e b テストに合格すること。

**3** J P A L S 認定薬剤師で薬剤師免許取得後 5 年以上経過している者は「薬剤師生涯学習達成度確認試験」を受験することができる。合格した者に対して「J P A L S 認定薬剤師（アドバンスト）」の称号を付与する。

## 第2章 運営・実施機関

### (運営)

第5条 J P A L S 認定薬剤師制度の運営には、生涯学習委員会が当たる。

### (委員会)

第6条 生涯学習委員会の下に、W e b テスト試験問題作成小委員会、W e b テスト試験問題検証小委員会及びW e b テスト受験資格審査小委員会を設ける。

2 各委員会の役割は、次の各項のとおりとする。

- (1) W e b テスト試験問題作成小委員会は、W e b テストの試験問題の作成を行う。
- (2) W e b テスト試験問題検証小委員会は、W e b テストの試験問題の評価、見直しを行う
- (3) W e b テスト受験資格審査小委員会は、提出された実践記録を確認し、受験資格を付与するに値するかどうかの判定作業を行う。

## 第3章 J P A L S 認定薬剤師の認定等

### (W e b テスト受験資格審査)

第7条 本規程第4条の2項の要件(1)から(4)が確認されている者のみ、W e b テストの受験を可能とする。

2 提出された実践記録(ポートフォリオ)の内容確認は、W e b テスト受験資格審査小委員会が行う。

### (W e b テスト)

第8条 前条において、W e b テストの受験要件を満たした者のみ、W e b テストの受験が可能となる。

### (認定申請)

第9条 W e b テストを受験し合格した者のみが、J P A L S システム上での認定申請が可能となる。

### (認定)

第10条 J P A L S 認定薬剤師の認定は生涯学習委員会が審査を行い、J P A L S 認定薬剤師として認定された者には認定証を交付する。

### **(認定の更新)**

**第11条** J P A L S 認定薬剤師は3年ごとの更新制とする。

2 J P A L S 認定薬剤師の更新は、認定期間内に実践記録（ポートフォリオ）を18本以上提出することにより、J P A L S システム上での認定更新申請が可能となる。

### **(認定の喪失)**

**第12条** J P A L S 認定薬剤師は、次の各項の理由により、本会理事会の承認を経て、その認定を喪失する。

- (1) J P A L S 認定薬剤師の認定を辞退した場合。
- (2) J P A L S 認定薬剤師の認定の更新を行わなかった場合。
- (3) 日本国の薬剤師免許を喪失、返上又は取り消された場合。

### **(認定の取り消し)**

**第13条** J P A L S 認定薬剤師としてふさわしくない行為があったときは、生涯学習委員会において認定の取り消しの可否について審議し、本会理事会の承認を経て会長が認定を取り消すことができる。

## **第4章 規程の変更**

**第14条** 本規程の改廃は、本会理事会において行う。

## **第5章 補則**

**第15条** 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項がある場合は細則に定める。

平成29年8月1日 理事会制定

令和7年5月20日 一部改正（令和8年4月1日から施行）